



# 令和7年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

## ❖ 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内（※<sup>1</sup>）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※<sup>2</sup>）が適用されます。

- ※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。
- ※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

## ❖ 会計年度任用職員の募集

### 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集 ～介護保険業務に従事する職員1名を募集～

#### 1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 随 時
- (2) 時間 午前9時～午後5時30分
- (3) 備考 土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

#### 2 応募条件

##### (1) 介護保険認定調査業務

次の①②の条件のいずれか及び③④を満たす者

- ① 介護支援専門員の資格か社会福祉士の資格がある者  
(介護支援専門員資格を取得したが更新研修未受講のため有効期間にない者を含む。)
- ② 介護福祉士資格を有し、実務経験が5年以上ある者
- ③ パソコンの基本操作ができること

(word：基本的な文書作成ができる。 Excel：基本的な表作成ができる。)

##### ④ 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 3 応募方法

下記の書類（各1部）を介護保険事業担当（尼崎市役所本庁北館3階）まで直接ご持参ください。やむを得ず、郵送等での提出を希望する場合、事前にご連絡の上、下記(1)～(3)の郵送物の漏れが無いようお願いします。

なお、随時募集の関係上、お問い合わせいただいた際に、既に採用済の場合はご容赦ください。

- (1) 尼崎市非常勤行政事務員採用試験申込書  
(2) 資格証明書の写し（本籍部分があればマスキングしてください。）  
(3) 身分の確認ができるもの（受付時に確認します。）  
※ 上記(1)(2)の書類は返却致しません。（郵送の場合には要同封）  
※ 来庁しお申込の場合は、身分を確認できるものを確認させていただきます。

#### 4 採用予定日

随時採用

#### 5 採用予定人数

介護保険認定関係業務 1 名

#### 6 勤務条件

- (1) 任期 採用時～令和 8 年 3 月 3 1 日  
※勤務評定により令和 8 年 4 月 1 日以降の任用継続あり
- (2) 条件付採用期間  
採用日から 1 か月間（勤務日数が少ないときなどは 1 か月を超える場合あり）
- (3) 勤務場所  
尼崎市役所（尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号）
- (4) 職務内容  
●介護保険認定調査業務  
介護保険法第 27 条第 2 項に基づき行う認定調査業務（要介護認定申請の対象者を訪問し、心身の状況や置かれている環境等について調査を行う業務）、電話対応業務または認定調査に係る書類審査、問い合わせ、調整業務、窓口対応業務など
- (5) 勤務日及び勤務時間  
1 週間あたり週 30 時間で所属長の指定する 4 日間  
ア 始業時刻 午前 9 時  
イ 終業時刻 午後 5 時 30 分（認定調査業務：午後 5 時 15 分）  
ウ 休憩時間 正午から 60 分（認定調査業務：45 分）  
エ 勤務を要しない日等  
(ア) 土曜日及び日曜日  
(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(ウ) 年末年始（12 月 29 日～翌 1 月 3 日）
- (6) 休暇等  
年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり
- (7) 給与等  
ア 報酬月額 189,330 円～202,960 円（令和 7 年度の見込額）  
※年齢や年度、資格（経験）要件により額が異なる給付体系となっています。  
イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道 2 km 以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道 1 km 以上の場合支給あり  
ウ 賞与 期末手当及び勤勉手当を 6 月及び 12 月に支給（予定）  
※令和 6 年度支給実績：年間最大 4.6 月  
※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、

支給要件に該当しなかったりする場合があります。

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

## 7 採用試験

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| (1) 試験日時 | 応募書類受け付け後、別途調整します。      |
| (2) 試験場所 | 市役所本庁舎内                 |
| (3) 持参品  | 筆記具、時計等                 |
| (4) 試験内容 | 筆記試験及び面接試験              |
| (5) 結果発表 | 採用試験後 5 日後頃に郵送により通知（予定） |
- ※ 採用予定者の方には、別途健康診断受診のご案内も致します。

## 8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

## 9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市役所 介護保険事業担当課 窓口担当  
〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号 尼崎市役所本庁北館 3 階  
電話：06-6489-6343、ファクス：06-6489-7505

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。  
【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】  
(トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員の募集)